

## 【問題 1】 2×30

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| ×  | ×  | ×  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  | ×  | ×  |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| ○  | ○  | ×  | ×  | ×  | ○  | ×  | ×  | ×  | ×  |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| ×  | ×  | ×  | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  | ×  |

## 【問題 2】 3×10

- 1 機械的に撮られた映像であり，思想または感情の入り込む余地はない
- 2 手順は著作物ではなく，著作物であるためには，表現されたものであることが条件である
- 3 著作権の全てを譲渡する約束をしても，譲渡されない権利は著作者に残る。二次的著作物を創作する権利は特掲される必要があり，著作者人格権は譲渡することができない。(61条，59条)
- 4 著作物に表示されている名前の者が著作者と推定されるが，推定を覆せば著作者となる。著作者名の登録も一手段(14条75条3項)
- 5 公表されなくても，公表するとすれば会社名義となる場合も職務著作の要件を満たし，会社が著作者となる。15条
- 6 規定があれば職務著作の要件を満たさず，著作者は社員となり，改変は同一性保持権を有する社員の許諾が必要15条
- 7 複製に該当するが許諾を得る相手は，作詞した者でなく著作権者である。
- 8 アレンジは，著作者の有する同一性保持権を侵害することとなる38条
- 9 著作権が制限されるのは公表された著作物であり，未公表のものは対象外である。35条
- 10 著作者人格権は，譲渡の対象とすることはできず，契約書で明記しても公序良俗に反する契約であり無効である。59条

## 【問題 3】 10 一つの(案) 違法とする結論でも許容

替え歌が違法であるか検討する。

- 1 元の歌詞が著作物であることについては，「会いたい」は独自の思想感情が表現されたもので著作物に該当する。
- 2 替え歌が権利を侵害しているばあいとして，元の作詞家が有する同一性保持権の侵害が考えられる。  
そして，同一性保持権を侵害したといえるためには，元の歌詞の一部を変更したか，又は，元の歌詞に依拠して作成されたものであることが，替え歌の歌詞から直接感得できる必要がある。
- 3 替え歌の歌詞と元の歌詞を比較すると，文字数は曲に合わせるためにほぼ同じであるが，表現内容自体は全く異なるもので，歌詞から受ける印象も全く異なり，元の歌詞に依拠したものとはいえない。
- 4 したがって，替え歌が違法ということはできない。